

事務連絡
令和2年6月4日

各介護保険事業者様

坂戸市福祉部高齢者福祉課介護保険係
地域包括ケア推進係

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて

令和2年5月25日付けで国より発出された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第11報）」の間5について、下記のとおり取り扱いとしますので、御留意ください。

記

1 適用期間について

令和2年5月のサービス提供分からとします。

2 留意事項

- ・介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費も同様の取り扱いとします。
 - ・「当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等」については、事業所の休業および自主的に利用を自粛した場合も含まれます。
 - ・国保連合会に送る給付管理票には、当初ケアプランで予定されていた給付計画単位数を入力の上、実績はなしとして、請求書とともに提出してください。
- また、給付管理票を作成する際のシステムにおいて、実績なしで請求することが難しい場合は、給付計画と同じ単位数を実績欄に入力し、提出してください。

3 その他

埼玉県及び埼玉県国保連合会に照会し、確認した内容となります。

【問合せ先】

介護保険係

電話 283-1429（直通）

地域包括ケア推進係

電話 227-6099（直通）